

長野県医学生修学資金 Q & A

（貸与申請・決定について）

Q

対象外となる大学はありますか？

対象となる大学は、全国の学校教育法に基づく医師の養成を行う大学です。

しかし、自治医科大学（栃木県）については、修学資金制度があり、県が負担金を払っていることから対象外とします。

防衛医科大学校（埼玉県）や産業医科大学（北九州市）についても、学費の負担、卒後の勤務義務等が他の大学と異なるため、対象外とします。

Q

海外の医学部に進学したいのですが、対象となりますか？

海外の医学校等で学ばれる方への貸与は、下記の理由から難しいものと判断しています。

(1)厚生労働省によると、医師国家試験の受験については、個々人の能力やその方が受けた教育等を審査し、厚生労働大臣が認定することになっており、審査段階で日本の医師国家試験の受験資格が認められないことがありますので、学校教育法に規定する大学医学部卒業者が一律に受験資格を取得するのとは事情が異なります。

(2)医学生修学資金の貸与を受けた方には、1年に1度程度は長野県の医療の状況や本人の進路について県の担当者と面談を実施するほか、各種の県内医療に関するイベントへ参加していただいておりますので、意思疎通や具体的な制度運営上課題が多いものと考えております。

Q

提示されている健康診断書以外の様式ではいけませんか？

A

規程としては特に定めていませんので、大学や一般の病院で出しているもので結構です。

指定様式にある項目が記載されていれば結構です。

Q

大学の健康診断ではウロビリノーゲンだけありません。どうしても実施しなくてははいけませんか？

A

他の検査項目に異常が無ければ、無くてもやむを得ません。

Q

父母の源泉徴収票の写しが見当たらないのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A

市役所等で所得証明書を発行してもらってください。

Q

両親の所得が高いと貸与は受けられませんか？（兄弟が私立医大に在学しており、余裕があるわけでない。）

A

所得による制限は設けていません。

地域医療への熱意や兄弟の学費が高額であること等も考慮に入れ、総合的に判定いたします。（経済状況が厳しくとも、県内従事の意味が固まっていなければ貸与できない。）

Q

父母から支援を受けておらず、学生支援機構の奨学金（1種）と妻の収入で生計を立てている。学生支援機構には、妻の所得証明のほか、実家の父母から支援をしていない旨を証明してもらい書類を出しているが、必要ですか？

A

配偶者の所得証明書類を提出いただければ結構です。

Q

大学卒業後編入学（2年生）しましたが、高校の成績表を提出するのですか？

A

直近の成績表という趣旨ですので、大学の成績表を提出してください。

Q

印鑑登録証明書はどこで取得することができますか？

A

住民票上の住所地の市町村で受け取ることができます。その際登録した際の「印鑑登録証」または「印鑑登録カード」が必要となります。これらの書類を持参すれば、代理人でも取得可能です。

Q

10年社会人を経験した後、学士入学しましたので、年齢が高いのですが不利ですか？

A

希望者の年齢に制限を設けておりません。（制度的には有利、不利を付けることとはしていない。）

Q

信州大学医学部生でも、県出身でもありませんが、応募できますか？

A

長野県にゆかりのない方でも応募可能であり、出身等に制限を設けておりません。

ただし、将来にわたり長野県で医療を行って頂くことを目的とした修学資金ですので、制度をご理解のうえで応募してください。

Q

高校の成績は悪かったが、浪人してから頑張って医学部に入った。高校の成績表が悪いと不利ですか？

A

県内で勤務する医師の確保を目的とする制度ですので、高校時の成績をもって貸与決定するわけではありません。

Q

父と弟を連帯保証人にできますか？（同居しているが、それぞれ収入があり、家計は別）

A

連帯保証人は「独立の生計を営み、修学資金の返済及び利子の支払いの責任を負うことのできる資力を有する2人」となっているため、住所が同じであっても独立の生計を営み、資金返還の責を負うことができる資力を有していれば、連帯保証人とすることができます。

Q

高齢の祖母を連帯保証人にできますか？（家賃収入等がある。）

A

住所が同じであっても独立の生計を営み、資金返還の責を負うことができる資力を有していれば、連帯保証人とすることができます。また、連帯保証人の年齢について制限をしていませんので、連帯保証人とすることができます。

（ただし、将来、亡くなられた等の場合には別の連帯保証人を立てて頂くことになります。）

Q

市町村や各病院等で実施されている奨学金と同時に受けることは可能ですか？

A

卒後の勤務について条件が付された奨学金と併用した貸与はできません。

理由としては、①長野県の医学生修学資金に基づき勤務指定する医療機関は当該病院とは限らない、②資金が公金でまかなわれているため、同種の資金を他市町村等と長野県から重複して貸与することは行政機関の貸付としてふさわしくない。③同種の貸与制度により、既に県内に勤務が条件付けられている者への修学資金の貸与となり、医師確保という目的が不明確となる。

なお、本県修学資金と併用が可能な日本学生支援機構の奨学金もありますので、ご検討されるのもよろしいかと思います。

Q

日本学生支援機構の奨学金を併用することはできますか？

A

卒後の勤務について条件が付されていないため、併用可能です。

Q

義務年限終了後は県外に行ってもよいのですか？

A

規程上は、義務年限終了後であれば問題ありませんが、本制度は将来県内で医療を行っていただく医師の確保を目的としておりますので、趣旨をご理解のうえ応募をしてください。

Q

他大学を卒業し、医学部を受験し直したが、学業成績証明書は高校、前の大学どちらを提出すればよいですか？

A

申請年度の直近の学業成績を参考としたいので、前の大学の学業成績証明書を提出してください。
証明書類は、提出日から3ヶ月程度前までの証明日であることが必要ですが、内容が変わらなければ、1年程度前の成績証明書でもかまいません。

Q

都合により高校に行かず（または病気等で高校を中退し）、大学資格検定の資格で医学部に合格しました。出身高校の学業成績証明書がないがどうしたらよいですか？

A

成績証明書の提出は不要です。

（在学中）

Q

留年の扱いはどうなりますか？

A

1回目の留年の場合、当該履修期間の分について（留年期間中）、修学資金の貸与を停止します。
（貸与規程第12条第2項）

通算して2回目の留年の場合、原則として、学業成績が著しく不良であると判断し、貸与決定を取り消します。

Q

休学、停学の取扱いはどうなりますか？

A

休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止します。

なお、休学、停学に伴い留年した場合は、上記に記載したとおりです。

Q

家庭の経済状況が好転したので、貸与を受けることを停止したいのですが、可能でしょうか？

A

本制度は県内の医師の確保を目的とし、貸与期間を貸与決定から卒業までとしていますので、家庭の経済状況が好転したことによる貸与の停止は認めていません。

Q

育児休業は義務年限に含まれますか？

A

出産等による義務年限の中断は可能です。

法定休暇である産前産後休暇は義務年限に含みます。

一方、育児休業・介護休業は義務年限に含みませんので、その期間は義務年限が延長となります。

Q

妊娠・出産等により義務年限の従事が一部（途中で離脱）しかできなかった場合でも、全貸与額を返還しなければならないか？

A

知事の指定する医療機関に、貸与期間の1.5倍に相当する期間業務に従事した場合等に全額免除することとしており、勤務年数に応じて一部を減額する規定を設けていませんので、義務を離脱となった場合は、全額の返還が必要となります。

（義務年限中、臨床研修、専門研修と初めの5年間は必ずしも医師不足病院に勤務しないため、勤務期間による減額を認めると、途中で離脱するものが多数発生すると考えられる。）

ただし、自治医科大学の取り扱いに準じて、産前・産後休暇は義務年限に含み（育児休業は含みません。）ますので、従事できなくなった理由を個別にご相談ください。

Q

連帯保証人の住所が変わったり、死亡等により連帯保証人を新たに立てたい場合はどうしたらよいですか？

A

連帯保証人の住所が変わった場合は、異動届（様式第13号）により届出てください。

連帯保証人の死亡等により新たな連帯保証人を立てる場合は、任意様式に本人と新たな連帯保証人を連署、押印の上、長野県知事にその旨を届けてください。（様式第13号の氏名の下に、連帯保証人の署名、押印でも可）

Q

届出が必要な医師法第4条に該当した場合とは、どのような場合ですか？

A

届出が必要な場合は、以下の条文に該当した場合です。（医師法第4条抜粋）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1. 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
2. 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

3. 罰金以上の刑に処せられた者
4. 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為があつた者

Q

やむを得ず、返還することになった場合、ただちに返還が必要ですか？また、利息はどうなりますか？

A

原則として、一括で返還をしていただきます。

また、利息は貸与を受けた日の翌日から年 10%の割合で計算して算出します。

(義務年限中)

Q

義務年限中はどのように勤務するのですか？

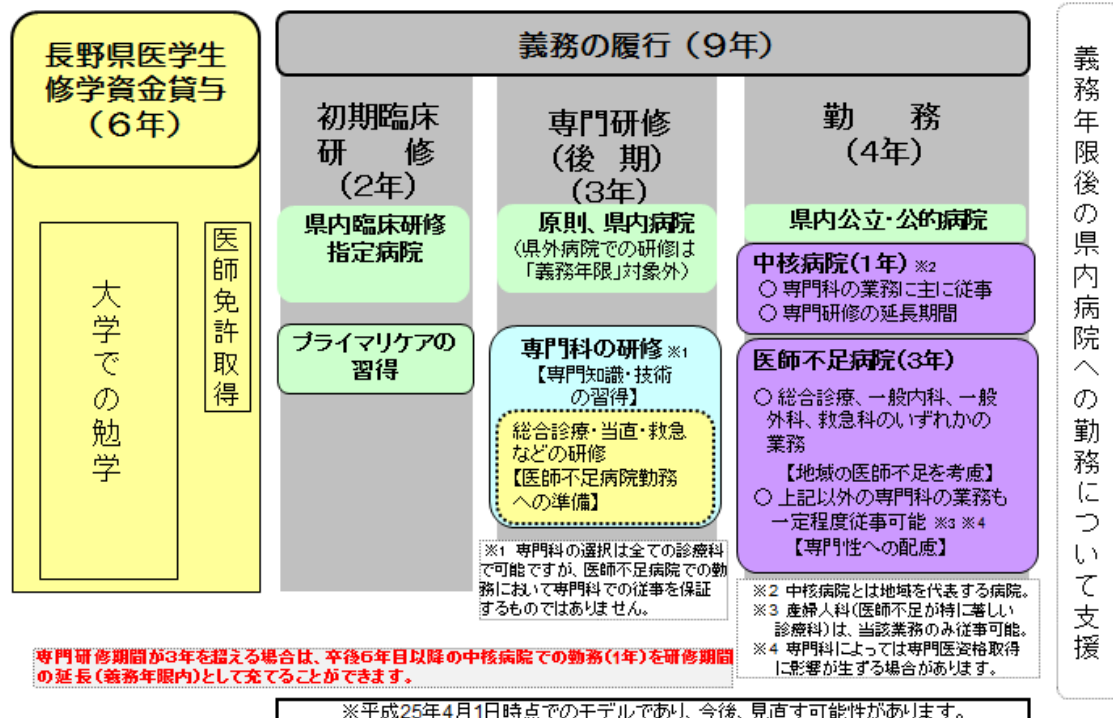
A

大学 1 年～卒業まで 6 年間貸与を受けた場合の卒業後のモデルは以下のとおりです。卒業後は、臨床研修 2 年、専門研修 3 年、勤務 4 年となっています。

【旧モデル (R 元以前に貸与)】

修学資金貸与後の勤務（研修）モデル

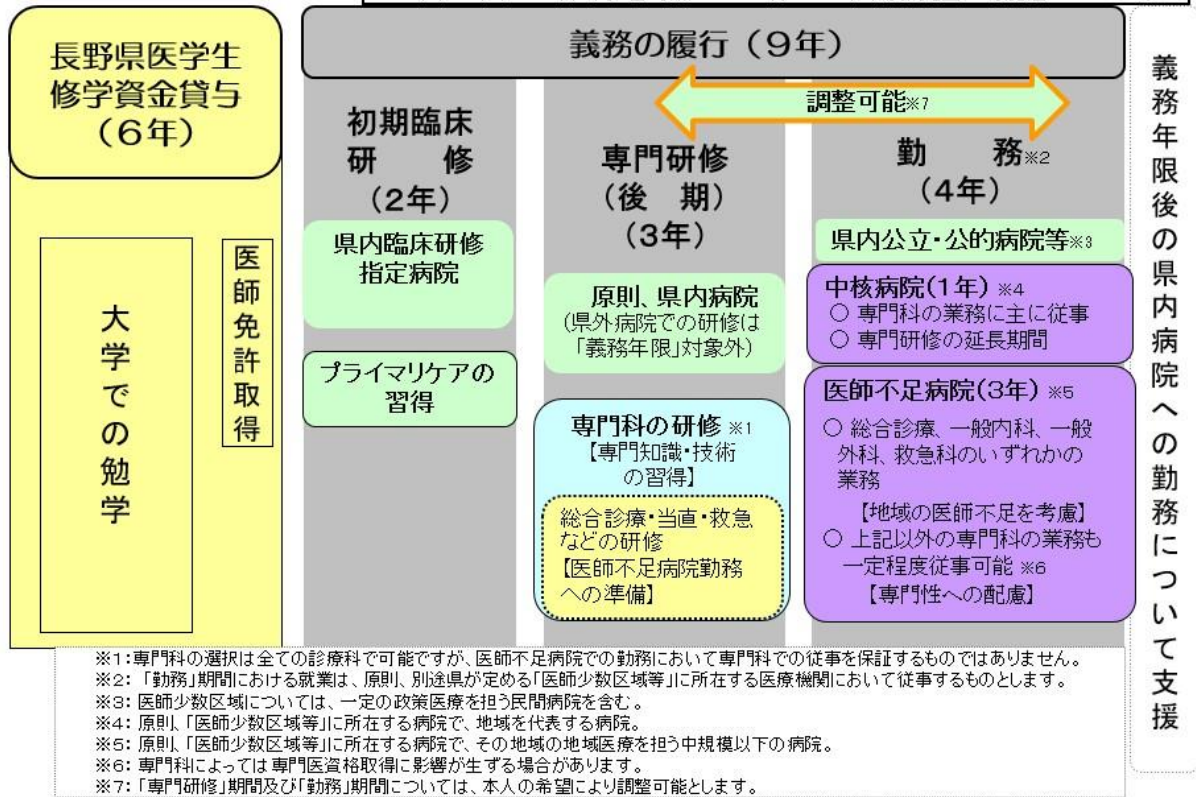
〔大学在学時の 6 年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕



キャリア形成プログラム①

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕

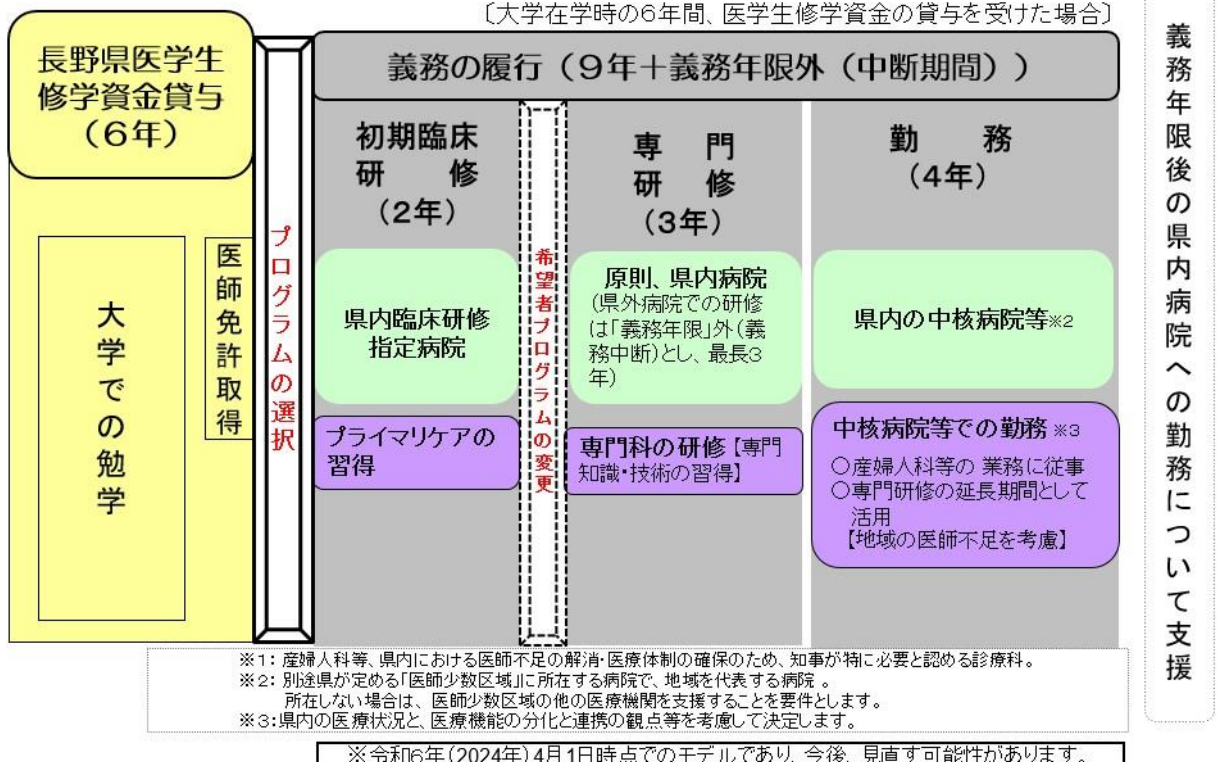
※令和6年（2024年）4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。



キャリア形成プログラム②

（産婦人科等、知事が特に認める診療科）※1

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕



なお、勤務先は知事が指定する県内の公立・公的医療機関等（県立、県立病院機構、市町村立、一部事務組合立病院、長野県厚生農業共同組合連合会、日本赤十字社、国立病院機構）となっています。その中で中核病院（地域を代表する大病院）では1年、医師不足病院（中小病院）では3年の勤務です。但し、地域における医療の現状を踏まえ、勤務先を指定させていただくので希望通りの病院で勤務できるとは限りません。

診療科は原則として総合診療、一般内科、一般外科、救急です。（これ以外の診療科については、勤務先の状況により一定程度は従事することを考えています。但し、特に医師不足が著しい診療科（産婦人科）については、場合によっては全期間従事することもあります。）

臨床研修は、県内の臨床研修指定病院とし、専門研修については本人の希望を尊重します。しかし、専門以外の診療（総合的な診療）を行ってもらうこともあるため、専門医の取得に影響がある場合もあります。

Q

臨床研修先はどのように決定するのですか？県外での臨床研修を受けてはいけませんか？

A

県内の臨床研修病院から、ご本人に選んで頂きます。

医師臨床研修マッチングの際には、県内の臨床研修指定病院の中からご自身で選択し登録してください。

ただし、マッチングが不成立となった場合には、県内のマッチング定員の残っている病院から、研修先を選択していただきます。

なお、県外の臨床研修病院で受けることは認めていません。

Q（東京科学大学長野県枠関係）

東京科学大学で臨床研修を行うことはできませんか？

A

県内の臨床研修病院のプログラムから選択していただくので、県外の臨床研修病院で受けることは認めていません。

Q 勤務先はどのように決定しますか？

A

公立・公的医療機関（県立、県立病院機構、市町村立、一部事務組合立病院、長野県厚生農業共同組合連合会、日本赤十字社、国立病院機構）のうちから知事が指定します。

具体的には、勤務する年度における県全体の医師の配置状況や病院の受入状況等を勘案し、ご本人の希望を考慮しながら勤務先および業務を決定していきます。

Q

へき地診療所勤務はありますか？

A

公立医療機関（県立、市町村立など）、公的医療機関（厚生連、赤十字）等のうちから知事が指定することとしていますので、へき地診療所も勤務先の対象としています。

ただし、経験の浅い医師をただちにへき地診療所に配置することは現実的でない部分もあるため、本人の希望や診療所側の受入希望を十分勘案する必要があると考えています。

Q

診療科や業務は指定されますか？

A

診療科は原則として総合診療、一般内科、一般外科、救急です。

但し、現時点では、すべての診療科において医師不足状況にあることから、上記以外の診療科での勤務についてもあり得ます。

特に医師不足が著しい診療科（産婦人科）については、全期間従事することとしています。

Q

県の指定していない県内医療機関に勤務した場合や、県の指定する業務に従事しない場合は、どうなりますか？

A

修学資金を返還していただくことになります。

Q

県内で専門研修を実施すれば、全て義務年限に含まれるのですか？

A

3年を限度として知事が必要と認めた専門性に関する研修は実施することができます。また、その期間は義務年限に含まれます。なお、医師不足病院への準備に備えて、研修内容に一定の条件を課す場合があります。

Q

県外で、専門性に関する研修をしたいのですが、可能ですか？

A

専門研修は、原則として、県内で行うことを想定しています。

ただし、知事が特に必要と認めた場合に限り、3年を限度として、県外で研修を受けることは可能ですが、義務年限には含みません。

Q

学会認定専門医の取得には臨床研修後4年かかるものもあるようですが、取得は可能でしょうか？

臨床研修後の3年を限度とする「専門研修」では、本人の希望を尊重し、専門医取得に配慮したいと考えています。

ただし、専門研修後の配置については、勤務先が制限される部分もあるので、専門医取得条件を満たすのに時間がかかることも想定されます。

Q

信州大学大学院で基礎研究をしたいのですが、可能ですか？

A

知事が特に必要と認めた場合、3年を限度として、信州大学附属病院で専門性に関する研修することは可能ですが、医師としてのスキルアップのための期間であり、研究者としてのスキルアップの機会ではありません。①臨床に関するキャリア形成につながることで、②研修後に医師不足病院等で一人前の医師として診療に従事できるようになることが求められますので、研究内容等を具体的に検討する必要があります。

(ただし、臨床に従事しながら、配置先医療機関の理解を得て社会人大学院に入学し、基礎研究を行うことはあり得ると考えます。)

Q

海外留学をしたいのですが、可能ですか？

A

原則として、県内で研修、勤務を行っていただくため、海外留学を行うことは想定していません。

Q

信大病院に勤務し続けることは可能ですか？

A

臨床研修(2年)は、県内臨床研修病院から、ご本人に選んで頂くこととしており、その際に信大病院を選ぶことは可能です。

3年を限度とする専門性に関する研修は、ご本人が信州大学での研修を希望した場合には、信大病院での研修を指定することは可能です。

臨床研修(2年)、専門研修(3年)の後は、知事が指定する公的・公立医療機関に勤務していただきますので、原則として信大病院で勤務することはできません。

Q

知事が指定する県内医療機関で働きながら、専門医資格などを取得することはできますか？

A

勤務(研修)先の指定に当たっては、本人の希望を尊重し、専門医資格の取得にもできるだけ配慮したいと考えております。

ただし、専門医については、様々な種類があり、取得にかかる期間や難易度等も様々ですので、全てに配慮するのは難しいと考えます。

また、医学生修学資金の貸与を受けた場合は、勤務先が制限されるため、専門医の取得条件を満たすのに時間がかかること等が想定されます。

Q

義務年限終了後はどうなりますか？

A

義務年限を終了し修学資金の返還債務の免除を受けた後は、県内勤務を求める特段の規定はありません。ただし、引き続き県内医療機関への勤務について支援します。

Q

眼科を専攻したい場合、どの程度考慮されますか？

A

診療科の専攻については、本人の希望を尊重したいと考えています。

ただし、眼科を必要としている医師不足病院等での勤務のほか、総合診療、一般内科、一般外科、救急のいずれかの業務で一定程度従事していただく場合もございます。

Q

血液内科（細分化した診療科）を専攻したい場合、どの程度考慮されますか？

A

診療科の専攻については、本人の希望を尊重したいと考えています。

ただし、医師不足病院等の勤務に当たっては、専攻科の業務だけでなく、総合診療、一般内科、一般外科、救急のいずれかの業務も行っていただくことになります。